町県民税（住民税）の家屋敷課税について

○家屋敷課税とは・・・

地方税法第２９４条第１項第２号の規定に基づき、岩美町内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、岩美町内に住所を有していない方には、町県民税（住民税）の均等割【年額４,500円（町民税3,０00円・県民税１,５00円】が課税されます。

これを「家屋敷課税」といい、土地や家屋そのものに課税される固定資産税とは別に、家屋敷を有していることにより、岩美町から何らかの行政サービス（消防、防災、道路、衛生など）を受けているという考えから、住民登録をしていなくても、一定の負担をしていただこうというものです。

○家屋敷とは・・・

　　地方税法上、自己または家族の居住の目的で、住所地以外の場所に設けられた住宅で「いつでも自由に居住できる状態」である建物をいいます。

　　「いつでも自由に居住できる状態」とは、電気・水道・ガス等のライフラインが現在開通しているということではなく、「実質的な支配権を持っている」ことをいい、常に居住している必要はありません。

　　ただし、自己所有のものであっても、本人が「実質的な支配権を持っている」ことが要件であるため、他人に貸し付ける目的で所有している場合や、現に他人が居住している場合は対象となりません。

○対象となる人（納税義務者）

　　次の１から３すべてに当てはまる方に課税されます。

　１　１月１日現在、岩美町に住民登録がない。

　２　町県民税（住民税）が、実際に居住されている市町村で課税されている。

　３　岩美町内に自己または親族が住むことを目的とした自由に居住することのできる独立性のある住宅、事務所又は事業所を持っている。

○県民税について

　　　　県民税の納税義務者は、町県民税（住民税）の納税義務者と一致するとされていますので、鳥取県内の他の市町村で町県民税（住民税）が課税されている場合でも、家屋敷課税に該当する人は、事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村ごとに県民税の均等割（１,５00円）が課税されます。（地方税法第２４条第７項）

　　※家屋の売買や滅失をされた場合などは家屋敷課税の対象外となりますので、税務課に連絡してください。